

告 示

埼玉県告示第千五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年十一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	富士見在宅クリニック	中田病院短時間通所 リハビリテーション 事業所	アイセイ薬局 東川口店	アイセイ薬局 第2東川口店	アイセイ薬局 三郷高州店	アイセイ薬局 三郷中央店
所在地	富士見市針ヶ谷 二一八一七	加須市元町六一 八	川口市戸塚一 五一二八	川口市戸塚二 四一ヒルトン プ東川口一階	三郷市高洲一 一八一二	三郷市中央一 二一〇五
サービスの種類	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	通所リハビリテ ーション 介護予防通所リ ハビリテーション	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導
廃止年月日	平成二十八年 十月三十一日	平成二十八年 十二月一日	平成二十八年 九月三十日	平成二十八年 九月三十日	平成二十八年 九月三十日	平成二十八年 九月三十日

居宅介護プラン むさし	あさがお志木	アースサポート 春日部	あさがお春日部	イルカ薬局 ふじみ野店	
所沢市山口五二七四 一〇二一	志木市中宗岡一〇一 九一六	春日部市中央一〇七 一七	春日部市花積一〇八 一五	ふじみ野市ふじみ野 三一九一〇	
居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養 管理指導
平成二十八年 十一月三十日	平成二十八年 九月三十日	平成二十八年 十一月三十日	平成二十八年 九月三十日	平成二十八年 九月三十日	